

# みえ公共施設等総合管理基本方針（仮称）中間案 概要

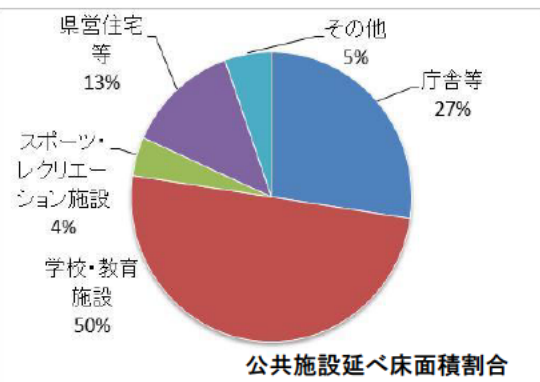
表

## 公共施設等の現況

### 公共施設

建物棟数 約 4,700 棟  
 延べ床面積約 203 万㎡  
 (延べ床面積主な内訳)

- 学校・教育施設 50%
- 庁舎等 27%
- 県営住宅等 13%
- スポ・レク施設 4%



三重県身体障害者総合福祉センターなど22施設において指定管理者制度を導入しています。また、東紀州職員公舎の整備及び維持管理でPFI的手法を採用し民間活力を導入しています。市町村合併等地方分権の進展や事務集中化による効率化等の影響で本庁舎の職員1人当たり床面積は相対的に小さくなっています。

### インフラその他施設

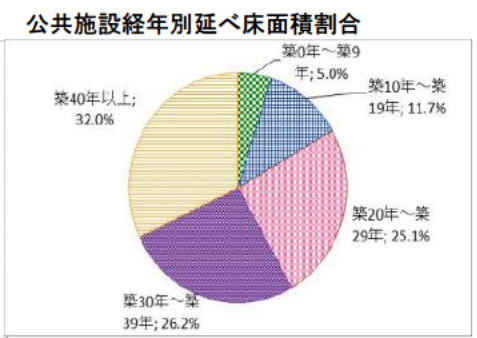
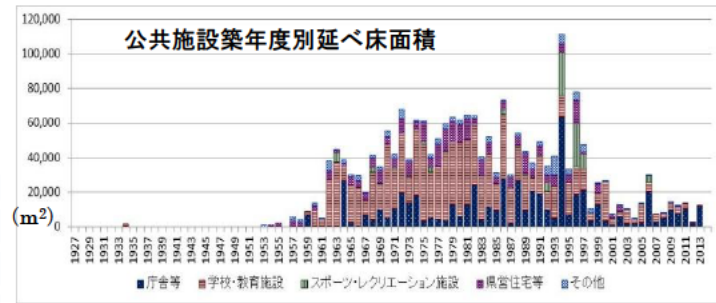
三重県が保有又は管理する主なインフラその他施設は、道路実延長 3,461km、橋梁 3,990 橋、下水処理場 5 施設、地方卸売市場 1 施設など次表のとおりです。なお、インフラその他施設においても流域下水道、都市公園、地方卸売市場及び志摩病院で指定管理者制度を導入し施設管理の効率化等を図っています。

種別	概要	種別	概要
道路	路線数 310 実延長 (km) 2,667 橋梁数 3,014 トンネル数 41 国道 (県管理) 20 794 976 78 計 330 3,461 3,990 119	漁港	県営漁港 12 漁港 係留施設 延長 14km、外郭施設 延長 29km、橋梁数 2 橋
河川・ダム	県管理河川 81 水系 河川数 548 河川延長 2,338km 県管理ダム 3 施設 水門 22 施設、樋門・樋管 168 施設、陸開 82 施設、排水機場 8 施設	地方卸売市場	三重県地方卸売市場 1 施設 (指定管理) 卸売場棟 1 棟 (22,675㎡) 他 30 棟 建築面積合計 38,692.27㎡
砂防	砂防設備 1,914 施設 地すべり防止施設 17 施設 急傾斜地防止施設 685 施設	企業会計資産	(事業用有形固定資産) 企業庁資産 水道用水供給事業施設 浄水場 5 箇所 給水能力 427,666m³/日 管路延長 423.2km 工業用水道事業施設 浄水場 4 箇所 給水能力 911,500m³/日 管路延長 350.2km 電気事業施設 水力発電施設 5 箇所 最大出力 35,200KW ごみ固形燃料発電施設 1 箇所 最大出力 12,050KW
治山	治山施設 8,770 箇所	病院事業資産	こころの医療センター 敷地面積 55,076㎡ 建物面積 20,708㎡ 許可病床数 400 床 一志病院 敷地面積 14,959㎡ 建物面積 6,295㎡ 許可病床数 86 床 志摩病院 (指定管理) 敷地面積 22,517㎡ 建物面積 26,325㎡ 許可病床数 350 床
海岸	海岸保全施設延長 335km 水門・樋門・樋管 772 施設、陸開 1,433 施設		
下水道	三重県流域下水道施設 (指定管理) 管路施設 延長 224km 処理施設 5 処理場 ポンプ場 8 施設		
港湾	19 港湾 係留施設 延長 26km、外郭施設 延長 215km、橋梁数 14 橋		
公園	北勢中央公園 面積 36.79ha (指定管理) 鈴鹿青少年の森 面積 51.30ha (指定管理) 亀山サンシャインパーク 面積 14.20ha (指定管理) 県庁前公園 面積 0.63ha 大仏山公園 面積 37.26ha (指定管理) 熊野灘臨海公園 面積 60.09ha (指定管理)		

## 公共施設等を取り巻く将来の見通し

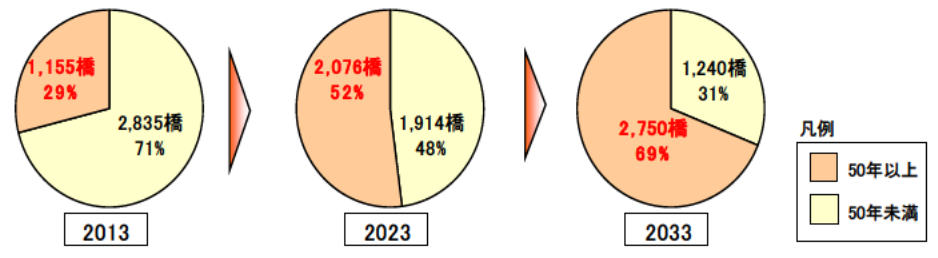
### 老朽化

公共施設のうち 30 年以上経年しているものが 58%と半数を超えています。なお、10 年後にはこのまま推移すると築後 30 年以上経過するものが 83%に増加することから、維持補修経費の増大が見込まれます。

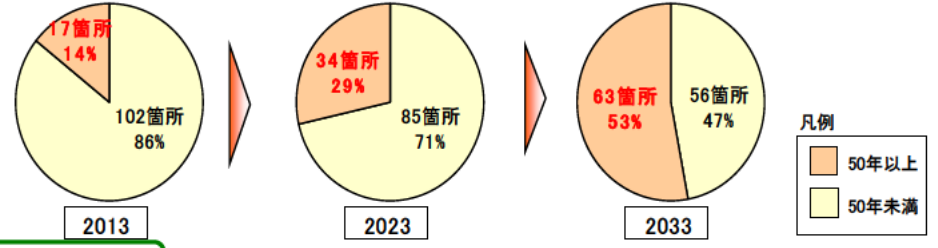


インフラその他施設は、高度経済成長期以降集中して整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。橋梁を例にとると、建設後 50 年以上経過したものが 2013 年には 29%であったものが、10 年後には 52%、20 年後には 69%を占めることとなります。また、トンネルにおいても、同様に建設後 50 年以上経過したものが 2013 年には 14%であったものが、10 年後には 29%、20 年後には 53%を占めることとなり、これらの補修・更新経費の増大が見込まれます。

### 建設後 50 年以上経過する橋梁の割合



### 建設後 50 年以上経過するトンネルの割合



### 大規模災害の懸念

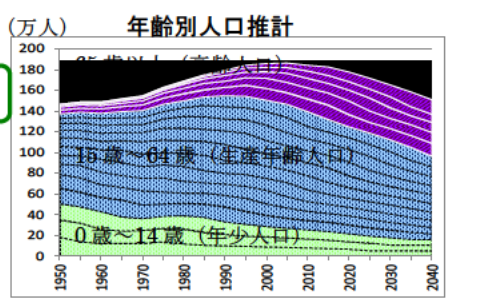
今世紀中に発生が予測される南海トラフ地震では建物の倒壊やインフラ等への被害のほか、津波災害が見込まれます。また、地震時に同時に起こる懸念があるものとして、火災や液状化現象なども想定する必要があります。このため、建物やインフラ等の免震・耐震化を図るとともに、地震・津波等に対して壊れにくい施設の整備が必要です。また、近年頻発する局地的な豪雨や巨大台風に向けて、土砂災害や洪水被害などへの対応も強化する必要があります。

### 地方分権の進展等の動向

平成の大合併からおよそ 10 年が経過し、三重県では 69 市町村が 29 市町に減少し、県の役割もより広域性や専門性が求められています。今後も、公共施設等の維持・更新に当たっては、社会情勢の動向を注視していく必要があります。

### 人口減少・少子高齢化

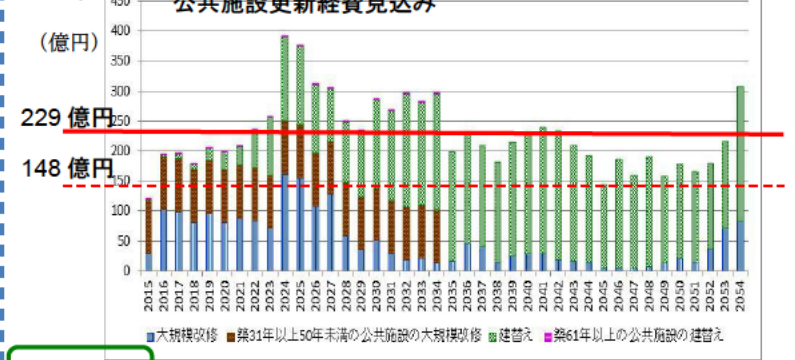
三重県では、2010 年から 2040 年までの 30 年間で約 35 万人 (18.7%) が減少し



1965 年頃の人口規模になり、2040 年の人口構成比は高齢人口が 36%、年少人口が 10%と少子高齢化が一段と進むものと推計され、公共施設等への需要総量の減少とともにバリアフリー化等へのニーズが高まるものと見込まれます。

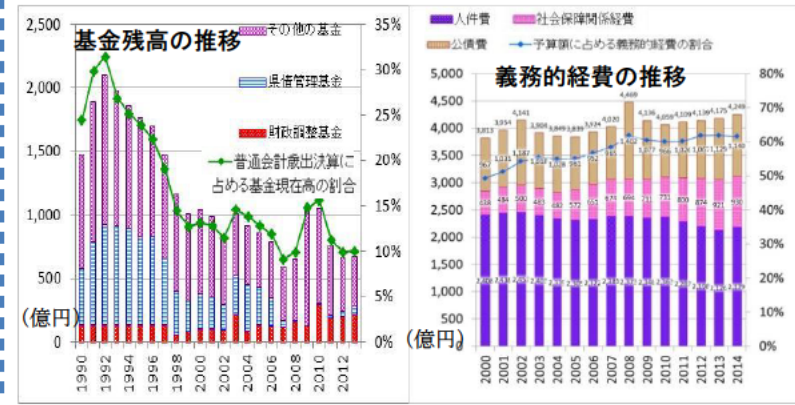
### 経費見込み

公共施設について大規模改修及び建替えに要する経費見込みを総務省の試算ソフトにより計算したところ、今後 40 年間で 9,141 億円、年平均 229 億円が必要との結果が出ました。これは、過去 5 年間の相当する普通建設事業費年平均 148 億円の 1.5 倍となり、毎年 81 億円の経費が増加する見込みとなります。



### 財政状況

県の財政は極めて深刻な財政状況にあり、基金残高が減少している一方で、歳出面では、社会保障関係経費や公債費の増加が見込まれます。また、県税収入等の基盤となる生産年齢人口は、今後、上記のように減少していく見込みです。このため、施設等管理の効率化等により財政負担を軽減・平準化することが必要となっています。



# みえ公共施設等総合管理基本方針（仮称）中間案 概要

裏

公共施設等の管理の基本的な考え方

## 1 対象施設等

県の所有・管理するすべての施設（インフラを含む）を対象

## 2 対象期間

三重県の将来の人口の見通し等をもとに長期的な視点に立って策定するものである一方、平成 32 年（2020 年）頃までに策定することとなる個別施設計画の基本方針となるものであり、中期的な経費の平準化なども勘案し、概ね向こう 20 年間（平成 27 年度～平成 46 年度）を対象期間とし、個別施設計画の策定や実施の状況を踏まえて必要に応じて見直す。

## 3 取組体制

政策会議

※

（新設）

公共施設等総合管理推進会議  
総務部副部長（財政運営担当）を議長とし、各局総務課長（財産管理主管課長）、営繕課長、公共用地課長、財政課長、管財課長で構成  
事務局：管財課

※公共施設等の管理に関する重要事項は、推進会議で審議のうえ政策会議に諮り意思決定

## 課題認識と基本的な視点

- 課題① 公共施設等の急速な老朽化への対応**  
高度経済成長期に集中的に整備された公共施設等の老朽化対策
- 課題② 情勢変化等への対応**  
人口減少に伴う公共施設需要総量の減、地方分権等の動向を踏まえた施設機能の変化、新たなニーズへの対応等
- 課題③ 財政負担の軽減・平準化**  
公共施設等の管理効率化により厳しい財政状況に対応
- 課題④ 災害への備え**  
南海トラフ地震や大規模豪雨災害等の危機の高まり、耐震等災害に強い建物やインフラづくり

公共施設等の 適切な質と量の確保

視点①  
長寿命化

予防保全型維持管理への転換  
メンテナンスサイクルの構築  
ライフサイクルコストの低減

視点②  
適切な配置と規模

人口減少や少子高齢化、地方分権の進展等による需要変化に対応した公共施設等の統合・廃止・複合化、機能の質的向上や適正規模・数量の実現

視点③  
安全・安心の確保

利用者等の安全の確保  
大規模災害への備え

## 基本的な方針

### 実施方針等

① 点検・診断等

点検・評価の実施、点検診断履歴の蓄積、メンテナンスサイクル構築

② 維持管理・修繕・更新等

ライフサイクルコスト重視、民活の検討、省エネ等

③ 長寿命化

予防保全への取組、更新経費の範囲内で実施

④ 統合・廃止

不要施設の廃止、民間代替可能性、国・市町との役割分担、複合化・集約化

⑤ 耐震化

災害時に拠点施設や物資輸送等の基盤として機能できるよう対策を講じる

⑥ 安全確保

損傷等の修繕・改修、不要施設の速やかな除却、危険施設への立入禁止措置

⑦ 体制構築

公共施設等総合管理推進会議による情報共有・部局間調整、研修等

※フォローアップ：本方針等の実施を通じた不断の見直し、必要に応じた改訂

### 施設類型ごとの管理

公共施設

庁舎等

学校・教育施設

スポ・レク施設

県営住宅等

インフラその他施設

道路

河川・ダム

砂防

治山

海岸

下水道

港湾

公園

漁港

地方卸売市場

水道用水供給事業施設

工業用水道事業施設

電気事業施設

病院

めざす姿

将来にわたって安心と活力ある公共施設等の総合的管理